ハ　出入国又は労働に関する法令への違反、監理型育成就労外国人の行方不明者の発生その他の問題の発生状況

ニ　監理型育成就労外国人からの相談に応じるためその他の監理型育成就労外国人に対する保護及び支援の体制並びに実施状況

ホ　監理型育成就労外国人と地域社会との共生に向けた取組の状況

申請者の常勤の職員の総数	育成就労外国人の数
三百一人以上	申請者の常勤の職員の総数の二十分の九
二百一人以上三百人以下	百三十五人
百一人以上二百人以下	九十人
五十一人以上百人以下	五十四人
四十一人以上五十人以下	四十五人
三十一人以上四十人以下	三十六人
九人以上三十人以下	二十七人
八人	二十四人
七人	二十一人
六人	十九人
五人	十六人
四人	十三人
三人	十一人
二人	八人
一人	五人

附　則

（適用期日）

第一条　この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。

（育成就労外国人の数に係る経過措置）

第二条　第四条の規定の適用に当たっては、申請者の常勤の職員には、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなお従前の例によるとされた技能実習を行っている者は含まないものとする。

（令和元年国土交通省告示第二百六十九号の廃止）

第三条　令和元年国土交通省告示第二百六十九号（建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等）は、廃止する。

別記様式（第１条関係）

育成就労の期間中の待遇に関する重要事項説明書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　殿

育成就労の期間中の待遇について、以下のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いします。

１　育成就労中の待遇

雇用契約期間、就業（育成就労）の場所、従事すべき業務（育成就労産業分野及び業務区分）の内容、労働時間等、休日、休暇、賃金、退職に関する事項、宿泊施設に関する事項、その他の事項については、「雇用契約書及び雇用条件書」のとおりです。

（注意）宿泊施設の概要を明らかにするため、当該施設の見取り図、周辺地図を添付すること。

２　入国後講習中の待遇（入国後講習を実施しない場合は省略）

１講習手当（１か月当たり）	①支給の有無	□ 有（支給額・支給内容　　）□ 無
	②備考	
２食費（１か月当たり）	①支給の有無	□ 有（支給内容　　）□ 無
	②育成就労外国人の負担の有無	□ 有（負担内容　　）□ 無
	③備考	
３居住費（１か月当たり）	①支給の有無	□ 有（支給内容　　）□ 無
	②育成就労外国人の負担の有無	□ 有（負担内容　　）□ 無
	③形態	□寮（寄宿舎）・□賃貸住宅・□その他（　　）
	④名称	
	⑤所在地	〒　－　（電話　　－　　－　　）
	⑥規模	面積（　　㎡）、収容人員（　　人）、１人当たり居室（　　㎡）
４その他		

（注意）４欄は、１欄から３欄まで以外の諸手当等が支給される場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。